

別添 2

重度訪問介護の支給決定の際の時間数算定等の注意事項について

(本資料は、厚生労働省通知「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の抜粋)

1 平成19年4月より千葉市における重度訪問介護の支給決定についての受給者証の記載については、うち数表記となる。

平成19年3月まで		平成19年4月以降	
7.5%加算	75時間/月	7.5%加算	100時間/月
移動加算	25時間/月	(うち移動介護25時間/月)	

2 重度訪問介護については、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定されており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできない。(居宅介護(身体介護・家事援助等)と重度訪問介護(移動加算)も同一の事業者が行うことはできない。)

3 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とする。(1時間単位で支給決定すること。)

4 移動加算について

外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容でないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間3時間以上の場合」の単価を適用する。

同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

2人の重度訪問介護従業者による移動介護が行われる場合であっても、移動介護加算については1人分のみ算定する。

5 重度訪問介護決定者及び行動援護決定者については、通院介護についても重度訪問介護(移動加算)及び行動援護で行う。